

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

TEL 0847-22-3211 FAX 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp (所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp (事務所用)

URL <http://www.matsuura-apollon.jp>

7

令和8年
2026

経営

自己資本比率の推移は「自社の成長記録」です

税務

会社の将来を考えるヒント! 自社株評価、していますか?

経営

いざという時のために 知っておきたい! 資金繰り支援策

トピック

建設業界の新常識!? 「職人いきいき宣言」——7月から経審で加算

今月のことば

自分の姿を
ありのまま直視する、
それは強さだ。

岡本太郎
(芸術家)

自己資本比率の推移は「自社の成長記録」です

会社の成長をはかる尺度は、売上高の増加だけではありません。これまでの経営努力の積み重ねを知る手がかりの1つとして、自己資本比率の推移を確認してみましょう。そこから自社の経営の「あゆみ」が、見えてきます。

利益を出し、納税はしているけど…… 会社の経営、このままでいいの？

創業20年の製造業を営む山田社長。村田税理士による決算報告会の後、山田社長が日頃抱いている素朴な疑問について話題に上りました。



創業から20年を迎え、売上も好調で、今年も黒字で決算を終えられたのはうれしいことだけれど、納税額もそれなりの金額ですね。

今後とも利益を出して納税していくことが果たしていいのかなと……。



村田税理士

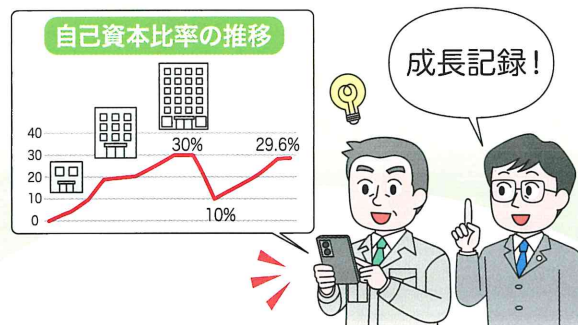
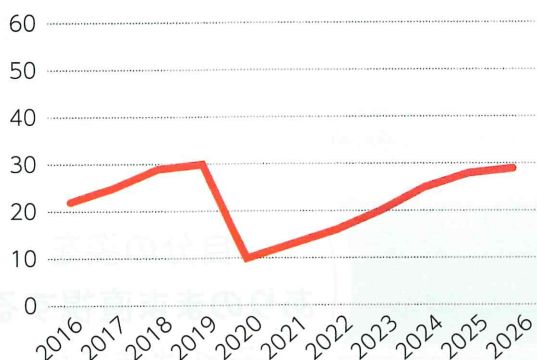
せっかく利益を出して資金を蓄えても納税で減ってしまう——そのお気持ちは、とてもよく分かります。そんな社長の不安な気持ち

に答えてくれる指標の1つが、**自己資本比率**

Point① の推移です。

毎月、スマホにお届けしている「**月次決算速報サービス**」 **Point②** の画面を開いて、「自己資本比率の推移グラフ」を見てください（図表）。「過去10期分+当期分」の自己資本比率

図表 自己資本比率の推移グラフ



の推移を見ると、2019年まで順調に上昇していましたが、同年をピークに2020年には大きく落ち込んでいます。



そうそう。新型コロナウイルス感染拡大の影響をまろに受けて、売上が急減したときでした。資金繰りが厳しくなって、緊急融資を受けてなんとかしのいんだけど、結局、赤字決算になってしまったんです。



赤字は、自己資本を減少させる要因の1つです。ただ、2021年以降、自己資本比率は着実に向上しており、2019年の水準にまでほぼ回復してきています。



コロナ禍で受注が減ったこともあって、生産体制を見直したり、外注費や固定費を抑えたりしましたからね。当時を教訓に、あれこれ手を広げるのではなく、主力製品を中心に、採算の取れる仕事を大事にするようにしています。



社長、それは当時の厳しい状況の中で、素晴らしい経営判断をされたと思います。その後も本業を大事にしつつ、しっかりと経営改善に取り組み、利益をきちんと確保されてきました。そのような努力の積み重ねが、自己資本比率の改善という成果として表れているのです。

長期的な自己資本比率の上昇が 経営の安定性と自由度を高める



確かに、あのときは必死でしたが、こうして見ると、その努力が実を結んできたということかな。



過去10期分の自己資本比率の推移を見ても、浮き沈みはあったものの、着実に右肩上がり推移していることが分かります。これは、安定した黒字経営を続け、きちんと納税して利益を積み重ね、経営基盤を着実に強化してきた証、いわば「自社の成長記録」です。

赤字経営が続けば、自己資本比率は低下傾向となり、借入金依存体質に陥り、経営基盤の弱体化を招いてしまいます。

大切なのは、一時の上下に一喜一憂するこ

となく、自己資本比率の推移を長い目で見ながら、着実に積み上げていくことです。



納税しながらでないと、自己資本比率を高めていけないことがよく分かりました。これまでと同じように、少しずつ地道に進んでいきます。



その意気です！納税ができてこそ自己資本（繰越利益剰余金）が増えていくんです。自己資本比率が高まれば、借入に過度に依存しない経営ができるようになります。これは、新たな取り組みをしたいときや想定外の環境変化があったときでも、資金繰りを気にせずに必要な打ち手を選べるということ。つまり、「経営の自由度」が高まるということでもあります。

これからも全力でサポートいたしますので、一緒に頑張りましょう。

Point ①

自己資本比率とは

「自己資本比率」とは、総資本（負債＋純資産）に占める自己資本（純資産のこと）の割合です。「財務の健全性」や「経営の自由度」を示す指標として用いられます。自己資本比率が高いほど、借入金の返済負担が少なく、自社の資金で経営できているため、経営が安定しているといえます。環境変化や不況にも耐えられる体質になります。

優良企業といわれるための自己資本比率の目標値としては、一般的に「30%以上」とされています。

貸借対照表

資産	負債 (他人資本)
	純資産 (自己資本)

$$\text{自己資本比率(\%)} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本 (負債+純資産)}} \times 100$$

Point ②

「月次決算速報サービス」—— 10期分の自己資本比率が一目瞭然!

自己資本比率の推移は、会社の「あゆみ」そのものを映し出すものです。

月次決算実施後(会計事務所による月次巡回監査終了後)に、限界利益率や自己資本比率、コメント等が経営者のスマホに届くTKCの「月次決算速報サービス」。同サービスでは、自己資本比率の「過去10期分+当期分の推移」をグラフで直感的に確認することができます。加えて、各事業年度における自己資本比率・自己資本の額・総資本の額を一覧表示。どの時期に「力を蓄えたか」「攻めたか」といった自社のあゆみを、感覚ではなく、「数字」で振り返ることができます。

(画面はサンプルです)

自己資本比率の推移グラフ



(単位: 千円)

事業年度	自己資本比率	自己資本	総資本
2025年06月※	31.3%	1,114,351	3,560,226
2024年09月期	30.5%	1,075,467	3,526,122
2023年09月期	29.3%	1,070,670	3,654,163
2022年09月期	27.7%	1,002,428	3,618,874
2021年09月期	27.6%	981,076	3,554,622
2020年09月期	32.6%	1,134,276	3,479,375
2019年09月期	29.5%	1,013,089	3,434,201
2018年09月期	28.8%	945,319	3,282,356
2017年09月期	24.8%	759,164	3,061,147
2016年09月期	24.5%	839,607	3,426,967
2015年09月期	21.8%	747,346	3,428,192

※当期は2025年06月時点の自己資本比率を表示しています。

会社の将来を考えるヒント！ 自社株評価、していますか？

売上や利益、会社の資産の保有状況などは日頃からしっかり意識していても、「自社株の評価額」についてきちんと把握している社長は意外と少ないかも。特に、「今まで一度も自社株評価をしたことがない」という会社は要注意。自社株評価は、会社の将来にかかわる大事な事柄です。

順調な事業の成長→利益の蓄積は「理想の姿」 一方で、税務の視点からは注意すべき側面も

日々の経営において、売上や利益、費用、現預金の残高や自己資本の状況など、損益計算書・貸借対照表上の数字に目配りしてきた社長さんは多いことでしょう。その結果、事業が順調に成長し、利益が内部留保として蓄積されていくことは、まさに「理想的な会社の姿」といえます。

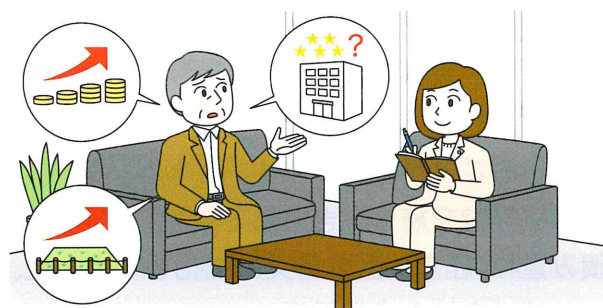
その一方で、「理想的な会社の姿」は、税務の視点からすると注意すべき側面もあります。それが「自社株の評価額の上昇」です。

中小企業（非上場会社）の株式（自社株）は、国税庁が定める一定のルール（財産評価基本通達）に基づいて評価額が決まります。これは単年度の損益だけではなく、創業以来の業績の累計やさまざまな要素を加味して計算することになります。「最近、赤字続きだから」といって、自社の株価が低いとは限らないのです。

一般に、①社歴が長く利益が蓄積されている②会社の業績が良い——という会社ほど、自社株の評価額も高くなる傾向があります。また、「含み益」のある土地や有価証券を保有している会社の場合、評価額が思いのほか高くなる場合があります。

こうしたことから、実際には、社長がイメージしている株価と税務上の評価額とが大きくかけ離れてしまっている——ということも珍しくありません。

中には、創業時と比べて、10倍以上の評価額になっているというケースも見られます。



自社株の評価額が高いままだと、 どんなリスクが想定される？

自社株の評価額を把握しないまましていると、次のようなリスクが考えられます。

**相続発生時、相続税の負担が想定以上に
重くなる可能性がある**

自社株は、相続が発生した際の相続税の課税価格に含まれます。相続発生時の評価額が創業時よりも大きく上がっている場合、相続税負担が重くなる可能性が生じます。

「贈与」と判定される可能性がある

適切な自社株評価の算定を行わないまま、安価もしくは無償で後継者に自社株を譲渡した場合、税務調査で譲渡価額と評価額との差額が「贈与」と判定されて、多額の贈与税を追徴されるケースがあります。

非上場会社の自社株は流通性がなく、換金しにくいことから、相続などの株式の異動のタイミングで多額の納税資金が必要になってきます。せっかく事業承継したとしても、後継者は大きな負担を負った上で、会社を運営していくことになってしまいます。

「これまで」を振り返り、 「これから」を考えるきっかけに

一般に、中小企業の株式は市場で売買されることがないため、現在の評価額がいくらになっているのか把握しにくいもの。そのため、意識的かつ定期的に株価の算定を行い、自社株の評価額を「見える化」することが重要です。年に1回、決算終了後に自社株評価の算定を行うことをお勧めします。

その上で、長期的な視点で、「計画的な自社株の贈与」「後継者の納税資金の準備」「役員退職金の準備」「特例事業承継税制の活用」などの対策を検討していくことが重要です。

自社株評価の算定は、「後継者に経営を任せ準備ができていないか」「将来の意思決定に支障が出ないか」「自社に本当に必要な資産は何か」など、これまでの経営と、これからの経営のあり方そのものを見直すきっかけにもなります。

また、国税庁は非上場株式の評価方法を見直す準備を始めた——との報道もあります。自社株評価の算定について、一度検討してみましょう。顧問税理士へご相談ください。



Check!

自社株評価の算定は必要?

※以下の項目のうち、1つでも☑があれば、自社株評価の算定を検討してみましょう。

- ☐ 創業以来、一度も自社株評価の算定を行ってことがない
- ☐ 自社株評価の算定を会計事務所に依頼したが、5年以上前のことである
- ☐ 事業承継やM&Aについて考えている
- ☐ ここ数年業績が好調で、内部留保が厚くなってきている
- ☐ 「含み益」のある土地や有価証券を会社で保有している
- ☐ 社長(または会長)が会社の株の大半を保有している
- ☐ 貸借対照表の「純資産の部」の合計が大きい(例えば、1億円を超えている、資本金の10倍以上である、など)

参考

「特例承継計画」の提出はお早めに!

一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税負担を「実質ゼロ」にする事業承継税制の特例措置「特例事業承継税制」(法人版・個人版)。同税制の適用を受けるためには、「法人版:令和9年9月30日まで」「個人版:令和10年9月30日まで」に「特例承継計画」(右)を都道府県庁に提出し、確認を受ける必要があります。

「特例承継計画」には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後5年間の事業計画等を記載し、その内容について税理士等をはじめとした「認定経営革新等支援機関」による指導・助言を受ける必要があります。

なお、「特例承継計画」の提出後、計画内容の変更等をする場合は認められています(一定の手続きが必要)。同税制の適用を検討している場合には、まずは期限までに「特例承継計画」を忘れずに提出することが重要です。

中小企業庁Webサイト
「法人版事業承継税制(特例措置)」
(令和8年5月1日現在)



いざというときのために 知っておきたい! 資金繰り支援策

不安定な中東情勢による資源高の影響が、さまざまな業種・業界で出始めています。今後、経営状況の急激な変化も懸念されます。必要になったときに手元資金を確保できるよう、中小企業がすぐに活用できる資金繰り支援策を確かめておきましょう。

※本稿は、令和8年5月1日現在の情報に基づいています。

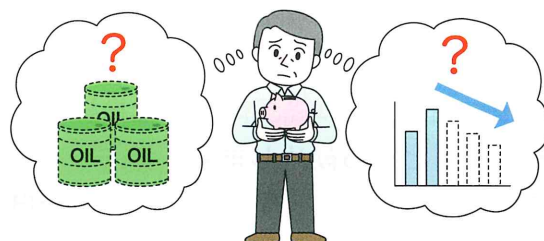
資金貸付や信用保証の制度を押さえ 借入情報はあらかじめまとめておこう

中東情勢の混乱により、燃料や原料の輸送が滞り、価格も高騰しています。影響の長期化が予想される中、一部の事業者では出荷の遅れや工場の操業停止に追い込まれたところもあります。今後、自社でも「製品の原材料が突然、大幅に値上がりした」「商品の入荷が大幅に遅れ、販売できない」——といった事態が起こる可能性もあります。

売上・利益の確保が難しくなると心配になるのが資金繰り。国や政府系金融機関等では、事業者の資金繰りを支援する資金貸付や信用保証の制度を設けています(右頁)。あらためて確認しておきましょう。

ただし、手元資金の確保は重要な一方で、必要以上に借入に頼ると返済額が増えて、将来の経営に影響を及ぼしかねません。

借入情報を「借入金台帳」「借入金一覧表」



などにまとめると、返済年月ごとの元金・利息の支払いに必要な金額が明確になります*。

借入金台帳や借入金一覧表には、以下のような項目を記載すると良いでしょう。

- 金融機関名
- 借入期間
- 借入利率
- 保証人・連帯保証人
- 返済期限
- 据置期間
- 担保
- 毎月の返済額
- 資金用途
- 協会保証の有無(借入金との紐付) など

今ある手元資金で何か月分の固定費が賄えるかを把握するとともに、どこからどれくらい借入れができるかを確認しておけば、いざというときにもすぐに借入れを決断できます。

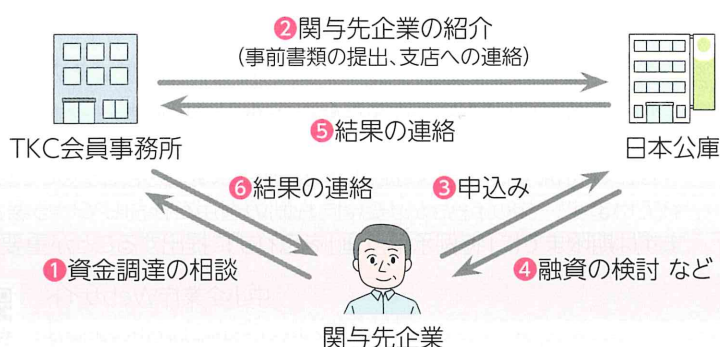
※TKCの「FXクラウドシリーズ」では、「支払管理機能」で借入情報を管理できます。

参考

「TKCファストリンク」で迅速な資金調達を実現!

「TKCファストリンク」は、TKC全国会と日本政策金融公庫(日本公庫)が連携し、中小企業・小規模事業者向けの資金調達をスピードアップする提携スキームです。

「TKCファストリンク」を活用し、TKC会員事務所に紹介した関与先企業は、融資の申込みから概ね5営業日以内(創業の場合は7営業日以内)に検討結果を得られます(通常は概ね2~3週間程度)。



図表 国や政府系金融機関による、主な資金繰り支援策

※二次元コードはいずれも令和8年5月1日現在

■資金貸付 日本政策金融公庫／経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)

貸付対象	中東情勢の影響により資金繰りに著しい支障をきたしている、またはきたすおそれがある事業者等	 日本政策金融公庫 Webサイト
貸付限度額	7,200万円(国民生活事業)／7億2,000万円(中小企業事業)	
貸付期間	設備資金20年以内、運転資金10年以内(うち据置期間3年以内)	
貸付利率	基準利率(中東情勢の変化の影響を受けており、かつ最近における売上高等が前期比5%以上減少している場合は基準利率より0.4%控除される)	

■信用保証 セーフティネット保証制度(5号)

対象	「(全国的に)業況が悪化している」とされる業種に属し、経営の安定に支障が生じていることについて市区町村長の認定を受けた事業者	 中小企業庁 Webサイト
保証内容	信用保証協会を通じ、一般保証限度額とは別枠で保証を受けられる	
保証限度額	普通保証2億円以内、無担保保証8,000万円以内、無担保無保証人保証2,000万円以内	
保証料率	概ね1%以内(各信用保証協会所定の料率)	

■資金貸付 小規模企業共済

貸付対象	小規模企業共済に加入し、貸付資格判定時(4月末日および10月末日)までに、12か月以上の掛金を納付している事業者 ●最短即日(※)に事業資金等を借入れできる「一般貸付」と、経営環境の変化等に起因した一時的な売上減少により資金繰りが著しく困難なときに借入れできる「緊急経営安定貸付け」等がある	 (独)中小企業基盤整備機構 Webサイト
貸付限度額	掛金の範囲内で、2,000万円以内(一般貸付)／1,000万円以内(緊急経営安定貸付け)	
貸付期間	最長60か月	
貸付利率	年1.5%(一般貸付)／年0.9%(緊急経営安定貸付け)	
その他	担保・保証人ともに不要	

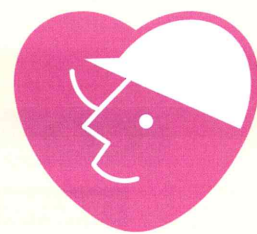
■資金貸付 中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)

貸付対象	中小企業倒産防止共済に加入している事業者 ●取引先が倒産し売掛金などの回収が困難になった際に借入れできる	 (独)中小企業基盤整備機構 Webサイト
貸付限度額	回収困難となった売掛金債権等の額か、掛金総額の10倍(最高8,000万円)のいずれか少ない方	
貸付期間	貸付額に応じて5年～7年	
貸付条件	無担保、無保証、無利子(ただし貸付金額の10分の1に相当する額が納付された掛金から控除される)	
その他	取引先が倒産していなくても、臨時に事業資金を必要とする場合は、解約手当金の範囲内で一時貸付金(最高760万円)の借入れもできる	

※今後、新たな支援策が出てきた場合は、それらの利用も含めて検討しましょう。

建設業界の新常識!?

「職人いきいき宣言」——7月から経審で加点



職人いきいき宣言

建設業界で働く人の賃上げや処遇改善に積極的な事業者を応援するため、令和7年12月から始まっている「職人いきいき宣言」制度。令和8年7月から、同制度の宣言を行った事業者は経営事項審査(経審)において加点されるようになります。

処遇改善への取り組みを宣言すると「宣言企業」に!

「職人いきいき宣言」(建設技能者を大切にする企業の自主宣言)とは、建設技能者の処遇改善に積極的な事業者を応援する制度のことです。国はこの仕組みによって、事業者の受注機会の確保や、持続的な処遇改善を促すことなどを目指しています。

「宣言企業」になるためには、①処遇改善のための一定の項目に取り組むと宣言すること②専用のポータルサイトから申請すること——が必要です。取り組み項目の例は下記のとおりです。

- 労務費・材料費等の内訳を明示した見積書の作成(元請・下請事業者)
- 内訳が明示された見積書の尊重(発注者、元請事業者)
- 熱中症対策や週休二日制の導入など、適切な処遇の確保(元請・下請事業者)
- 取引先の選定にあたり、「宣言を行っている」ことの考慮(全事業者共通)



国土交通省
「職人いきいき宣言」ポータルサイト
(令和8年5月1日現在)

令和7年12月のスタート以来、すでに約2,800社の事業者が宣言を行っています(令和8年5月10日現在)。

宣言するとどんな効果がある?

職人いきいき宣言を行うと、次のような効果が期待できます。

①経営事項審査で加点される(令和8年7月1日施行)

公共工事の競争入札に参加するためには、経営事項審査で事業者の経営状況や技術力などの評価を受ける必要があります。この審査の際、宣言を行っている企業は加点されます。

点数が高くなれば、入札に参加できる機会が増える可能性が高まります。

②企業イメージが向上する

宣言を行っている企業は、自社のWebサイト等にシンボルマーク(右上)を掲載でき、またポータルサイト上で企業名が公表されます。就職希望者や取引先からのイメージが向上し、ひいては採用面での差別化や、取引の拡大等につながることを期待されます。

【参考】国土交通省Webサイト 等



今月のことば

自分の姿をありのまま直視する、それは強さだ。岡本太郎(芸術家)

絵画からパフォーマンスまであらゆる分野で活躍し、代表作「太陽の塔」など今なお人々の関心を集める作品を創り上げた岡本太郎。この言葉からは、自分自身と徹底的に向き合い、もがき続けた姿がうかがえる。毎月、帳簿の数字に表れる、ありのままの自社の姿を直視する。現実を受け入れることで、次の打ち手が検討できる。そうして強い企業へと成長する——という、企業経営のありようにも通じているのではないだろうか。

出典:『壁を破る言葉 新装版』イースト・プレス、2024年